

平成21年度第5回宝塚市パブリック・コメント審議会議事録（要旨）

- 1 開催日 平成21年8月26日（水）10時～12時
- 2 開催場所 宝塚市役所 3階 3-3会議室
- 3 出席者 委員7名、市長、事務局3名

1 開会

- 事務局 (事務局あいさつ)
- 中川市長 (委員委嘱、あいさつ)
- 事務局 (委員紹介)
(議事説明)
(会長には中川委員、会長職務代理者には寺田委員を選出)

- 事務局 (答申書提出)
会長から中川市長へ答申書を手渡し
(中川市長退席)
(事務局紹介)

2 議事

- 会長 (条例改正案について、資料に基づき説明)

パブリック・コメント条例の見直しについて（中間まとめ）だが、前期の審議会で九分九厘まで成案にした。前の審議会ではほぼ全員一致の意見でこの改正案をここまでこぎつけたが、残る課題が一つ、議論が二分された部分がある。

第3条であるが、実施機関としては市長だけではなく教育委員会や農業委員会など入ってくるが、このパブリック・コメント条例を議員立法した議会そのものも、実施機関となるべきではないかという議論を2年前からやってきた。

この「議会を実施機関として含めるかどうか」ということについては、まだ議論が確定していない。この中間まとめの案の段階では、確定しないままで、一応市長に報告をするということも考えられる。今回新たに3名の委員が加わっていただいた上で、この議論をもう一度だけやって、今日この場で「議会を入れるべきかどうか」についてご意見を賜りたい。

市議会を入れる入れないの意見の理由については4ページに書いてある。（資料読み上げ）。ここで多数決で決めるとか、どちらか一方に決めてしまうとか、そういうものではないだろうと思われるので、先ほど事務局とも事前に相談する時間を設けてもらった。今日のところは入れると入れないの意見を「両論併

記」する形で諮問に対する答申をお返すべきではないかと思う。中間まとめという言葉になっているが、正確には「中間答申」という扱いにしてもらってもいいのではないかとご返事させていただいた。「両論併記」であっても、答えをどう使うかに関しては市長の裁量権に委ねられるので、あくまで「こっちに従うべきだ」「あっちに従うべきだ」というものではない。これについては多数決で決めるにはなじまないものと思う。確かに悩ましい問題ではある。

今日3人の委員からそれぞれご所見をいただいてそれも踏まえて「両論併記」の答申になろうかと思う。

(新しい委員に意見を求める)

- 委員 パブリック・コメントの実施機関に市議会を入れるときに、議会中でないのだめなのか。
- 会長 議案を可決するという手続きから逆算してパブリック・コメントの作業を開始する。議案提出以前にパブコメにかけるとするのは、議会の意思で決定していないことになる。
- 事務局 議員が議会に提案を出したいときに、パブコメ条例とは別問題で市民の意見を聞くのはこれは全く自由である。今は実施機関に市議会を入れるか入れないかの話で、市議会の意思としてこの条例に基づいてパブコメするかどうかの問題。市議会の意思の決定は本会議を開いて可決・否決をしてもらわないと議会の意思決定をしたということにはならない。
- 委員 全員議会にいる時に議会でそれを決めるということであれば、(パブコメは)できないのではないか。
- 事務局 できないのではなく、議会を実施機関そのものに入れると、議会の負担も大きく時間もかかる。ただし議長の発案で、議員に諮って過半数の賛成をえられれば実施機関となることのできる、つまり議員提出議案をパブリック・コメントにかけなさいという決定ができるという方向で市議会を入れてはどうか、という話である。
- 委員 より多くの人の意見を聞くという意味では、市議会を入れていくというのは基本的にはよい方向だと思うが、話をきくといろいろな制約がかかってきており、それはもう「できない」という方向に向かって話が進んでいるようだが。
- 事務局 今までもずっと賛否両論あった。議会のほうが「議会基本条例」を定めようと、今回特別委員会まで設置して現にそれを審議している。その中では議員提出議案について市民意見を聞くことの内容が議論されていくであろうと思われる。そうであるなら、今のところは議会のこれからの自主的な議論に任せて、議会の決定を見守ろうということもひとつの方法と考えられる。
- 委員 そもそも議会を仲間に入れようとなったのはなぜか。
- 会長 議員提案で条例が作れるから。

- 委員 議会を入れようとなったことについての説明だが、議員提出議案については、パブコメの実施機関に入っていないので、議会で独自に決めてしまっている。議会が独自に決めるときだけ、住民の参加がない。案件によっては大事なことが入っていることがある。それはパブリック・コメントにかけるべきではないかというところから話が始まった。しかし、一律パブコメにかけるというのは乱暴だから、パブコメするかどうかは議会にまかせようということ。議員提出議案についてだけ、「市民が意見を言える」という制度の根本がはずれているということから市議会も入れようという話になった。
- 会長 パブリック・コメント条例自体が議員立法でできた条例で、にもかかわらず実施機関に議会が抜けているということ自体おかしいのではないか、というのが始まり。ただ、パブコメが政争の具に使われるという危険性もあるという議論があるので、議会の意思決定として過半数の賛成をとって「パブコメしましょう」ということになったらできる、というところまで持ってきた。
- 委員 「こういうやりかたはいけない」「この方法だったらいい」ということでやっていったらいいのでは。
- 会長 ここまでの議論で、議会の議決を経て「なることができる」というところまでで止まっている。個人個人の議員とか、議員の何分の一とかで提案を出せるが、その人達が自動的にパブコメできるとなると、ある種の乱用になる。そこをブレーキかけることもできるし、あくまで議会の多数意思でやるかどうかを決めてもらう、というところまできている。でもまだいろいろ問題もある。
(新しい委員に意見を求める)
- 委員 私は基本的には議会を入れるべきではないと考える。一番の理由は、市議会は市民から直接選挙で選ばれた、行政の支配を受けない独立機関であるということ。議会にはいろんな意味での決定権があり、パブコメ審議会が議会を実施機関に入れると決定する権利はない。二番目の理由としては、行政業務を議会が一部でも行うのであればいいが、行政業務を行う機関ではないということ。三番目には、今話が出ているように議員立法という問題。この議員立法は議会だけで決めるべきなのか一般のパブコメを受けるべきなのかについては、本来パブコメ制度に付すべきとは思いますが、何を基準に付すのかが問題。私的には、議員立法に限り議会の依頼があったものについてはパブコメに付すべきと思う。
- 会長 結論から言ったら議員立法だったらパブコメかけるべきだということか。
- 委員 基本的に実施機関ではないですよと、これはまず明確にすべき。ただ議員立法については市民の生活に直接影響を及ぼすので、これについては単純にパブコメにするとかしないとかいう論議をここでするのではなくて、議員の中でもいい。その経過を見守りながら、(パブコメにかけるべき案件についてパブコメしていなければ) それについてパブコメ審議会から議会のほうに、なぜパ

ブコメしないのかということについては強く申し入れをすることがあってもいいと思う。

○会長 　ただ、この審議会は市長の諮問機関なので、議会に対する権限はない。

○委員 　だから当然市長がそれを言ってもいいと思う。それを言う権利は市長はあるから、行政府にはこういう制度があります、議会のほうでもご検討いただきたいという権利はある。(議会基本条例の)経過を見なければいけないという問題があるが、今議員のみなさんはだいたい概ね市民の側に立っているんなことをやりだしている。パブコメを求めるとということについては、議員立法についてはそこそこ出てくるように好意的に理解している。出ないとなれば、ここにせつかく審議会があるんだから市長経由で意見を言うようなことは当然の処置かと思う。

○会長 　それは条例本体で「議会もなることができる」と規定するまではいらない、ということか。

○委員 　議員立法の中身による。くだらない論議もあればみんなのために必要だと思うこともある。それを今のこの段階で我々が精査することは無理なので、議員立法が出た段階で、議員の多数決なりでそういうものについてはパブコメを求めるとのこと。それが今度の議会基本条例の中に入れてもいいし、そういう要望をこちらのほうから出す権利はある。そういうことも含めて検討していいのでは。

○会長 　要するにその場合は「議会の議決で実施機関になることができる」と条例上しておいてもかまわないということか。

○委員 　そうです。

○会長 　(新しい委員に意見を求める)

○委員 　議員が市民から選ばれているから市民意見を取り入れていることになってパブコメはいらないという意見があるが、選挙の投票率は45%くらいで、これで本当に市民の意見が入っているか怪しい。しかし入れるとしても、政争の具になるとか、議会が遅延して市民に迷惑がかかるとか、いろいろ問題があり、どっちをとっていいか分からない。判断は保留です。

○会長 　(以前からの委員に意見を求める)

○委員 　私は以前から入れてほしいという考え。今回の改正はパブコメ制度そのものが今までの仕組みでも民主的だが、さらに網をかけて市民の意見を聞こうとそういうまちづくりしようとしている。それを前提にすれば、やりにくさはあると思うが、やるとなったら議会も工夫していこう。

朝来市の議会基本条例で、パブコメが市民意見を取り入れる一つのツールとなっている。議会で「議会基本条例」の論議があるのなら、それを後押しする意味でも、パブコメが必要であると考えていることを条例の見直しの中で訴え

たほうがよい。それは強制的にやれと言っているのではなく、「なることができる」として後は議会が判断してくださいという条文にしている。私としては入れたほうがいい。

○委員 市議会のあり方を見ていると、そんなに市議会が権利をもっていいのかなと思うことがある。ほんとうに迷っている。私は入れなくていいと思う。

○委員 市議会議員の言動を見ていると、疑問に思うこともある。しかし議会というのは完全に独立した立法府として尊重すべきで、犯してはならない聖域だと思う。議会がもっと努力していろんな提案をどんどんやるべきだ。パブコメなんかについても、市議会は本来反対すべきものでなくて逆にぜひやってくれというふうなしむけかたをしてもいいくらいだと思う。

○委員 実施機関に入れない理由の中に、「議員は市民の代表者であるから、あえて市民の意見を聞く必要はない」これ（資料に）第一番の理由が抜けているので入れておいてもらいたい。入れるほうの意見としてはひとつあったのは「議員は4年間交代しないので、途中で市民の意見聞く必要がある」ということ。議員の投票率が低いということも入れる必要性の理由に入ってくる。これも（資料に）入れておいてほしい。この審議会としては、議員提案で「議会が自らの手で決定するのならやってもいいじゃないか」という意見が大半。行政提案であれば、条例案を作った段階でパブコメをやり、最終的には全部議会で議決する。議会が市民の代表者であるなら、ある意味行政提案も条例・基本計画等の重要なもので議会にかかるものはパブコメしなくていいことになる。やる必要性があるというのはやはり議会はあるがやっぱり市民の声を直接聞こうという意味がある。だから議員提案もする必要があるだろうと思う。ただしやり方は「議会の議決で実施機関になることができる」というのが基本で、条例に書くかどうかというのが一つ問題。議会基本条例の中で「市民意見を取り入れる」というのが入れられるのであれば、あえて条例に入れる必要はない。我々の答申案としては、できたら両論併記で、「議会基本条例に書かれるならあえて入れる必要はない」、くらいまでの議論を公にして、これをまた議員も見る。そうすると議会への一種の圧力になる。パブコメ条例のパブコメをするが、市民がどうこれについてコメントしてくるかを見てそれが中間答申となるのでは。中間答申ではこのあたりを強調してほしい。

○会長 今だに積極論と消極論と二つ存在している。この中間答申に関しては、「こういう見解の一致を見た」という答えにはならない。両方ともにそれなりの正当性と説得力がある。ここの「意見の理由」を併記して中間答申とする、ということで行きたい。なお、追加しておいて欲しい項目は追加してもらおう。「4年に一度の任期の中で、やはり重大なことについては市民の意見を聞くという機会を持つべきではないのか」という意見もあったということ。今日出た話で、「市

議会議員の選挙の投票率そのものが40とか50とかいう率では、完全に民意を代表しているとは言いがたい」という厳しいご意見もあった。だからこそ、パブリック・コメントという制度の積極的な運用の意味が出てくるのではないかと、という意見もあった。それから「入れない」という理由に関しては「そもそも議員はもともと市民の代表であるのだから、議会における審議そのものがパブリック・コメントに相当するものであって、今さら不必要ではないか」とこういう意見も出てきている。これを付け加えてください。なお、最後のほうに「討論がかわされたが、議会においては議会基本条例を検討されているということを知っているのでその検討の方向とあわせてこれらの議論を参考とされてよりよい方向に導いてくださることを期待します」ということで止めたらどうか。その場合パブリック・コメント条例本体は、議会基本条例のほうで議会のパブコメ手続を書き込んでくれるのならこっちの条例に入れる必要はない。いちいち「議会は議決をもってなることができる」とうたわなくてもいい。議会の結論が出るのを待っていたのでは、こっちの条例改正が遅れてしまうので今回出す条例改正案は議会に関してははずしたものとならざるを得ない。議会の態度がはっきりした時点で、こちら側でもういっぺんこれをうちのほうで入れるか議会のほうで入れるか、もう一段先のほうで見極めないといけないということになった。今日の答えはそういうことでよろしいでしょうか。

○委員 それで結構だと思う。一点意見として議会基本条例、この中に議会がどうあるべきか議員はどうあるべきか、政務調査費もどうあるべきかということも盛り込んでるところが多い。議会がどうあるべきかについてはまさに市民を巻き込んで論議すべきと思う。議員だけで自分達の会議をどうしようかと考えるのはおかしい。この論議のスタート時点では具体的に議会基本条例というものは出ていなかったが、今考えてみるとこういうものについてこそ市民が発言すべきではないか。議会だけで決めるのはおかしい。そここそパブコメにかけるべきじゃないかと思う。議会基本条例の中でどこかに表現できるのであれば、議会のあり方そのものをきちんと整理して盛り込んでほしい。

○会長 本当にそうである。議会基本条例をつくりながら特別委員会みたいな作って、それでやるのが普通だが、それが秘密にされているという自治体があった。

○委員 ここは大丈夫？

○事務局 25人の議員全員が構成メンバー。部会に分かれて検討している。

○会長 基本条例の審議をするのなら、議会主催で公聴会とかタウンミーティングしたらいい。朝来市、伊賀市などもやっている。市民にも「議会も開かれているじゃないか」と好感を持ってもらえる。

○委員 新聞の記事だったが宝塚市は全国でも議員提案が多いとニュースになっていた。外からみると活発に議員活動している。前向きな意味で議員提案を増やす

ためにも、市民の意見を聞いた上で自信を持って出して欲しい。

○委員

話は変わるが宝塚市のパブコメはどんなことをやっているのか見てみた。はっきり言ってパブコメになっていない。あまりにも回答が少ないのと、この中身がどちらかというと偏っている。専門家的な意見が多すぎる。本来パブコメの目的は、一般市民からの意見を求めるのが目的なのに、今の意見の求め方では出す気がしない。A4一枚見れば誰でもがそれに応募できるような仕組みをぜひ次回からの審議で提案していきたい。まず表紙を変えて欲しい。表紙一枚みれば誰でもがさっと出せる、そんなことからやらないといけない。

ずいぶん前だが市民情報研究会というのを立ち上げて2年間限定だったが双方間通信として市のホームページでやった。第1回はファミリーランドをどうするかだったが、すごい数のコメントが来た。どんな意見が来るのか、中傷が出るのか等、いろいろ心配したが、宝塚市民の中には埋もれた才能を持った方がたくさんいることがわかった。こういう人達をなぜ行政は活用しないのかと常に思う。本来パブコメの趣旨はそれに準ずるような趣旨を持たないといけない。特定の専門家の意見の交換の場になっている。これをまず改めないといけない。

投票率の問題が出たが、投票率も含めて市民参加があまりにも低すぎる。こういう審議会もおなじような顔ぶれになったりしている。こういうこと自身も問題がある。それを解決するため、議会と市民との対話だけでなく行政と市民の対話すらも必要となってくる時代になる。これだけ市民参画といいながら対話の時間というのが全くない。そういうものもパブリック・コメントの一つの役割としてすすめていくべき。

○会長

おっしゃられたことは、前の審議会でもずっと議論してきた経過がある。当初パブリック・コメントは情報公開、説明責任の制度と位置づけられてきたが、そうではなく、市民参画の制度ではないかと。参画からむしろ協働の制度へレベルアップしていくために、まだまだ改善・改良の余地があると確認できている。そのためにはもうちょっと情報の加工処理のしかた、送達していく情報のルートといったルール等もう少し確立する必要があると議論した経過もある。

市民と行政との対話の窓口は、このパブコメの制度、パブコメ審議会だけではない。一方で市民側の自覚・掘り下げ・市民同士の横つながりなども課題としてある。すべての市民が関心あるわけではない。ごく一部の市民が非常に危機感を持っておられる、そこにまた負担がかかるということは、悪循環になってしまう可能性がある、ということも議論があった。だからパブリック・コメント制度をつかってできるだけそういう回路を開いていこうということでは確認している。そういう議論もしていただけたらと思う。

次回以降は新たなパブリック・コメントの実績の評価・点検から、答えを返

していくことになると思う。

○委員 (4条の波線内部分の修正の指摘、答申3の修正指摘)

○会長 その部分修正しておいてください。

○事務局 日程の調整、早めに事務局でさせていただく。11月下旬の予定。

○会長 最終中間答申の字句の修正及び最終成案にすることの権限は、みなさんにお集まりいただくのはお手間と思うので、私と副会長に委ねていただけますか(「はい」の声)。答申の期日は今日の日付になる。

それでは、これから長いお付き合いになると思いますが、よろしくお願いたします。